



平成 26 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 応用地質株式会社
代表者名 代表取締役社長 成田 賢
(コード番号 9755 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員
事務本部長 河野 啓三
(TEL : 03-5577-4501)

株式給付信託 (BBT) 導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 26 年 3 月 26 日開催予定の第 57 回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景及び目的

当社は、当社グループが社会の持続可能な成長に向けた課題解決に貢献できる企業集団となることを目指した「応用地質グループ長期経営ビジョン 0Y02020」を公表しております。0Y02020 においては、2020 年までの活動を、第 1 期から第 4 期に分け、それぞれ計画段階、試行段階、展開段階、飛躍段階と考えており、当社は今後、第 3 期に相当する中期経営計画 0Y0 Step14 (計画対象期間：平成 26 年 12 月末日で終了する事業年度から平成 29 年 12 月末日で終了する事業年度までの 4 事業年度)、及び第 4 期に相当する次期中期経営計画 (計画対象期間：平成 30 年 12 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 12 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度)を着実に遂行し、0Y02020 において設定したビジョンに向けて邁進する所存であります。

さて、当社取締役会は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、上述の中期経営計画の達成と中長期的な当社の企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会においてご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

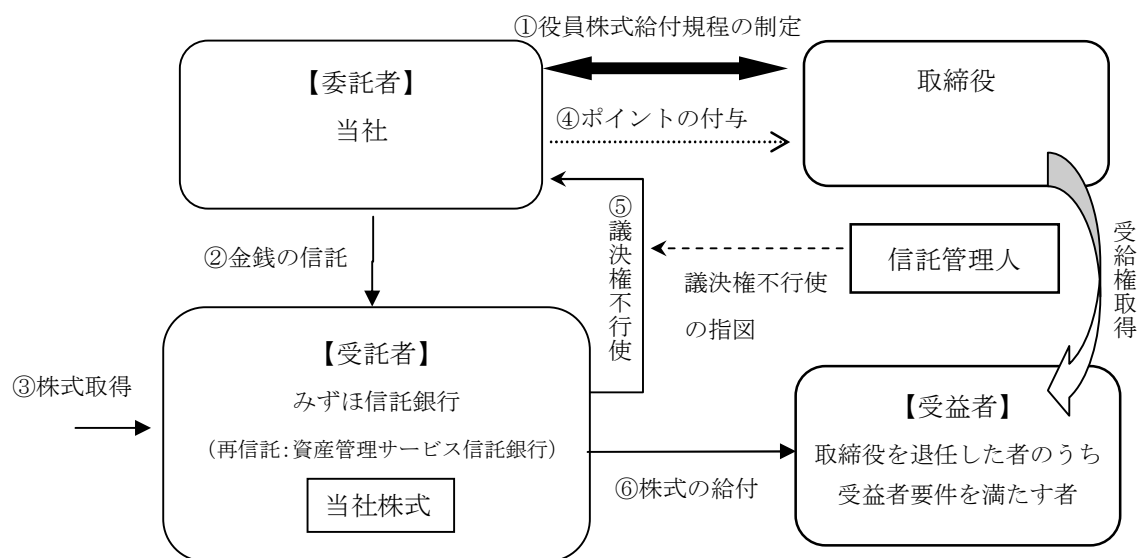
また、当社は、本制度の導入に併せて、従業員に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「ESOP 信託」といいます。)を導入することを決定しております。本制度及び ESOP 信託を通じて、役職員の業績及び株価に対するインセンティブを高め、これにより、これまで以上に役職員一丸となって業績及び企業価値の向上に注力してまいります。なお、ESOP 信託の詳細につきましては、本日付「株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役は本制度の対象外といたします。）

(3) 信託期間

平成 26 年 6 月 1 日（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

(4) 信託金額及び取得株式数

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、中期経営計画 0Y0 Step14 の計画対象期間に当たる平成 26 年 12 月末日で終了する事業年度から平成 29 年 12 月末日で終了する事業年度までの 4 事業年度を対象として本制度を導入し、下記（6）のとおり本制度に基づく取締役への交付を行うために合理的に必要と認められる数の株式の取得資金として、10 百万円を上限として本信託に拠出いたします。なお、本信託における取得株式数の上限は、5,000 株といたします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）の資金の範囲内で、信託設定後、原則として遅滞なく、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施いたします。

(6) 取締役에게 給付される当社株式数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づきポイントが付与されます。ポイント数の算定式は、以下の通りです。

（ポイント数の算定式）

役位別の基本ポイント数 × 業績係数

役位別の基本ポイント数は、当該事業年度における役位に基づき決定されます。業績係数は、当該事業年度における当社の業績目標達成度に基づき、0～100%の範囲で決定されます。なお、上記の算式により付与されたポイントは、下記（7）の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整をいたします。）。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時までに当該取締役へ付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数を乗じて算出されます（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 株式給付時期

当社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(6)に記載の方法に従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する取締役に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されることとなります。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託 (BBT)
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 26 年 6 月 1 日 (予定)
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 26 年 6 月 1 日 (予定)
- ⑨ 信託の期間：平成 26 年 6 月 1 日 (予定) から信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上